

国 内 経 済 要 錄

◇「証券会社の決算経理基準について」通達の一部改正についての大蔵省通達

大蔵省は、従来証券会社の決算に関し「証券会社の決算経理基準について」(昭和47年8月14日付)通達等で規制してきたが、これらのうち配当に関する規制を緩和する方向で、概要次のとおり改正、日本証券業協会会長あて通達した(9月21日)。

1. 金銭による配当額は、額面50円株式について1株当たり(額面が50円でない株式については額面50円当たり。以下同じ。)年6円以内とし、当該証券会社の収益の水準および変動の状況等を勘案し、安定的な配当ができる程度にとどめる。
2. 金銭による配当、役員賞与等の社外流出の総額は、当期利益(税引後利益とし、前期繰越損失がある場合には、当該損失額を控除した金額とする。以下同じ。)の3分の1に相当する金額の範囲内とする。
3. 上記2にかかわらず、財務内容が良好な会社が1株当たり年5円以内の金銭による配当を行うため必要があるときは、社外流出の総額を当期利益の金額の範囲内とすることができる。この場合において、前記の1株当たり配当額を維持する必要がある場合等特別の事情があるときは、社外流出の総額を当期末処分利益または当期末処理損失に当該営業年度末日における任意積立金を加えた額の2分の1に相当する金額の範囲内として差支えない。

◇時価発行増資および転換社債発行に関する証券会社自主ルールの改定について

引受証券会社は、時価発行増資および転換社債発行に関する自主ルールについて、時価発行増資、転換社債発行が低迷している機会をとらえ、現行の規制を緩和することを決定、転換社債発行については9月末持寄り分から、また時価発行増資については10月1日持寄り分(ただし、親引き制限の強化は、12月1日持寄り分)から、それぞれ実施することとした。新ルールの概要は次のとおり。

1. 時価発行増資について

(1) 発行基準

- ① 最近事業年度(年2回決算会社の場合は、最近2事業年度)の配当金が、1株当たり5円(額面50円、年換算)以上となっていること。
- ② 最近事業年度の税引経常利益が、増資前資本金に

対し、1株当たり10円(額面50円、年2回決算会社の場合は年換算)以上となっていること。

(2) 公募額

公募額は、資金使途、収益性および市場における需給関係等を勘案して次のわく内で慎重に決定すること。

増資前資本金を100億円、300億円で区分し、そのうち

100億円以下の部分に対しては 10%以下

100億円超300億円以下の部分に対しては 8%以下

300億円超の部分に対しては 5%以下

(公募額は額面で計算)とすること。

ただし、前回転換社債発行からの経過期間が6ヶ月未満の場合は上記限度額の50%以内とする。

(3) 増資のインターバル

① 時価発行増資を連続して行う場合は、前回増資の払込期日から、当該増資の払込期日が原則として1年以上経過していること。

② 第三者割当増資を行った会社が時価発行増資を行う場合には、原則として、前回の第三者割当増資の払込期日から、当該増資の払込期日まで、相当期間経過していること。

(4) 募集方法

公募株の募集に際しては個人消化の促進に留意しつつ、発行会社からの希望先申出分を公募株数の20%以下にとどめるよう配慮するものとし、今後ともさらに縮小する方向で努力すること。

2. 転換社債発行について

(1) 発行基準

① 上場会社であること。

② 1. 純資産額 100億円以上

ロ. 最近事業年度(年2回決算会社の場合は2事業年度の合計)の配当金が1株当たり5円(額面50円)以上となっていること。

ハ. 最近事業年度(年2回決算会社の場合は2事業年度の合計)の税引経常利益が1株当たり7円(額面50円)以上、または最近事業年度の経常損益が黒字でかつ予想1期目の税引経常利益が1株当たり7円(額面50円、年2回決算会社の場合は3.5円)以上であること。

ニ. 純資産倍率 1.2倍以上

ホ. 自己資本比率 15%以上

ヘ. 使用総資本営業利益率 4%以上(年2回決算会社の場合は2期平均)

前記1.~ハ.を必須とし、ニ.~ヘ.の3要素中1要素以上充足するものとする。なお純資産額60億円以上

100億円未満の会社については、その財務内容が優良なものに限り対象会社とする。また、商社については、財務内容の特殊性にかんがみ別途の基準によるものとする。

(2) 発行額

発行額については、全額転換による資本金増加額が発行時資本金の15%以内とし、最高300億円、最低25億円とする。

ただし、前回時価発行増資からの経過期間が6か月

未満の場合は上記限度額の50%以内とする。

(3) 発行のインターバル

発行会社が転換社債を連続して発行する場合は、前回発行の払込期日から当該発行の払込期日が原則として1年以上経過していること。

(4) 募集方法

発行会社からの希望先申出分については、発行額15%程度以下にとどめるよう配慮するものとし、今後ともさらに縮小する方向で努力する。